

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱 第1条 (省略) (補助目的及び補助対象事業) 第2条 県は、本県の豊かな森林環境を県民に気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習および木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さおよびその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進の担い手となる指導員を養成することを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。（省略） (補助対象経費、補助率等) 第3条 (省略) (補助金の交付の申請) 第4条 (省略) (補助の条件) 第5条 (省略) (10) 別表第1の3から5までに該当の事業区分については、実施年度の12月31日までに実施した事業を対象とする。	高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱 第1条 (省略) (補助目的及び補助対象事業) 第2条 県は、本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習および木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さおよびその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進の担い手となる指導員を養成することを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。（省略） (補助対象経費、補助率等) 第3条 (省略) (補助金の交付の申請) 第4条 (省略) (補助の条件) 第5条 (省略) (10) 別表第1の3から5までに該当の事業区分については、実施年度の12月31日までを対象期間とする。

(補助事業の変更)

第6条 (省略)

(実績報告)

第7条 (省略)

(概算払)

第8条 (省略)

(グリーン購入)

第9条 (省略)

(情報の開示)

第10条 (省略)

(個人情報の適正な管理)

第11条 (省略)

(委任)

第12条 (省略)

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱

(補助事業の変更)

第6条 (省略)

(実績報告)

第7条 (省略)

(概算払)

第8条 (省略)

(グリーン購入)

第9条 (省略)

(情報の開示)

第10条 (省略)

(個人情報の適正な管理)

第11条 (省略)

(委任)

第12条 (省略)

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱

に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援 (学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援 (学校行事以外)	(省略)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進 (学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	
7. 附帯事務費	(省略)	(省略)	

(注) (省略)

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援 (学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援 (学校行事以外)	(省略)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進 (学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	
7. 附帯事務費	(省略)	(省略)	

(注) (省略)

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
１．山の学習支援	(省略)	(省略)
２．山の一日先生派遣	(省略)	(省略)
３．宿泊型学習支援（学校行事）	(省略)	(省略)
４．宿泊型学習支援（学校行事以外）	(省略)	(省略)
５．宿泊型学習利用促進（学校行事）	(省略)	(省略)
６．木育指導員養成	(省略)	(省略)
	科目	条件
	賃金	
	報償費	
	(省略)	(省略)
７．附帯事務費	(省略)	(省略)

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等										
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)										
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)										
3. 宿泊型学習支援（学校行事）	(省略)	(省略)										
4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）	(省略)	(省略)										
5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）	(省略)	(省略)										
6. 木育指導員養成	<table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>科目</td><td>条件</td></tr><tr><td>賃金</td><td></td></tr><tr><td>報償費</td><td></td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></table>	(省略)		科目	条件	賃金		報償費		(省略)	(省略)	補助限度額 59 万円以内 (省略)
(省略)												
科目	条件											
賃金												
報償費												
(省略)	(省略)											
7. 附帯事務費	(省略)	(省略)										

別表第3（第3条関係）

事業区分	山の学習支援	山の一日先生派遣												
補助対象経費	(省略) ※実施場所は原則、県内とする。 ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、 県外での活動を認める。	(省略) ※実施場所は原則、県内とする。 ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。												
補助率	(省略)	(省略)												
補助金額の上限	<table><tr><td>対象児童又は生徒の数</td><td>補助金額の上限</td></tr><tr><td>40 人未満</td><td>22 万円以内</td></tr><tr><td>40 人以上 80 人未満</td><td>44 万円以内</td></tr><tr><td>80 人以上 160 人未満</td><td>66 万円以内</td></tr><tr><td>160 人以上 240 人未満</td><td>88 万円以内</td></tr><tr><td>240 人以上</td><td>110 万円以内</td></tr></table> (省略)	対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	40 人未満	22 万円以内	40 人以上 80 人未満	44 万円以内	80 人以上 160 人未満	66 万円以内	160 人以上 240 人未満	88 万円以内	240 人以上	110 万円以内	(省略)
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限													
40 人未満	22 万円以内													
40 人以上 80 人未満	44 万円以内													
80 人以上 160 人未満	66 万円以内													
160 人以上 240 人未満	88 万円以内													
240 人以上	110 万円以内													

(注1) 国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。

(注2) 事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

別表第3（第3条関係）

事業区分	山の学習支援	山の一日先生派遣												
補助対象経費	(省略)	(省略)												
補助率	(省略)	(省略)												
補助金額の上限	<table><tr><td>対象児童又は生徒の数</td><td>補助金額の上限</td></tr><tr><td>50人未満</td><td>20万円以内</td></tr><tr><td>50人以上 100人未満</td><td>40万円以内</td></tr><tr><td>100人以上 200人未満</td><td>60万円以内</td></tr><tr><td>200人以上 300人未満</td><td>80万円以内</td></tr><tr><td>300人以上</td><td>100万円以内</td></tr></table> (省略)	対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	50人未満	20万円以内	50人以上 100人未満	40万円以内	100人以上 200人未満	60万円以内	200人以上 300人未満	80万円以内	300人以上	100万円以内	(省略)
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限													
50人未満	20万円以内													
50人以上 100人未満	40万円以内													
100人以上 200人未満	60万円以内													
200人以上 300人未満	80万円以内													
300人以上	100万円以内													

(注) 国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業及び事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

別表第4（第3条関係）

事業区分	宿泊型学習支援（学校行事）	宿泊型学習支援（学校行事以外）	宿泊型学習利用促進（学校行事）																
補助対象経費	<table><tr><td>科目</td><td>内容及び条件</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>旅費</td><td>事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></table> ※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。		科目	内容及び条件	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
科目	内容及び条件																		
(省略)	(省略)																		
(省略)	(省略)																		
旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。																		
(省略)	(省略)																		
(省略)	(省略)																		
(省略)	(省略)																		
(省略)	(省略)																		
補助率と補助金額の上限	(省略)	(省略)	(省略)																

（注1）．国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。

（注2）．事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

（注3）．（省略）

別表第4（第3条関係）

事業区分	宿泊型学習支援(学校行事)	宿泊型学習支援(学校行事以外)	宿泊型学習利用促進(学校行事)																
補助対象経費	<table><tr><td>科目</td><td>内容及び条件</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>旅費</td><td>事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></table>		科目	内容及び条件	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	科目	内容及び条件																	
	(省略)	(省略)																	
	(省略)	(省略)																	
	旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。																	
	(省略)	(省略)																	
	(省略)	(省略)																	
	(省略)	(省略)																	
	(省略)	(省略)																	
	補助率と補助金額の上限	(省略)	(省略)	(省略)															

（注1）．国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業及び事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

（注2）．（省略）

別表第 5 (第 3 条関係)

事業の実施基準

区 分	内 容
広報	(省略)
公募	(省略)
事業実施	(省略)
検査及び確定	(省略)

別表第 6 (第 5 条関係) (省略)

別表第 5 (第 3 条関係)

事業の実施基準

区 分	内 容
広報	(省略)
公募	(省略)
事業実施	(省略)
検査及び確定	(省略)

別表第 6 (第 5 条関係) (省略)

別記 第1号様式（第4条関係）（省略）

第1号様式 別紙1（省略）

第1号様式 別紙2（省略）

第1号様式 別紙3（省略）

第1号様式 別紙4（省略）

第1号様式 別紙5（省略）

第2号様式（第6条関係）（省略）

第2号様式 別紙1（省略）

第2号様式 別紙2（省略）

別記 第1号様式（第4条関係）（省略）

第1号様式 別紙1（省略）

第1号様式 別紙2（省略）

第1号様式 別紙3（省略）

第1号様式 別紙4（省略）

第1号様式 別紙5（省略）

第2号様式（第6条関係）（省略）

第2号様式 別紙1（省略）

第2号様式 別紙2（省略）

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援事業については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣事業については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事以外）については、別紙3（その2）及び別紙4
事業区分の、木育指導員養成事業については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援事業については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣事業については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事以外）については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、木育指導員養成事業については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式
別紙2

収 支 精 算 書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				

第3号様式
別紙2

収 支 精 算 書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				

賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。
2 間接補助事業者の自己負担金は「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算					
補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10 分の 10 以内			

第 3 号様式 別紙 3（その 1）（省略）

第 3 号様式 別紙 3（その 2）（省略）

報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。
2 間接補助事業者の自己負担金は、「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算					
補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10 分の 10 以内			

第 3 号様式 別紙 3（その 1）（省略）

第 3 号様式 別紙 3（その 2）（省略）

第3号様式
別紙4

番 号

活動報告書

市町村（学校組合）名	
学校法人名、団体名等	
担当課・担当者職氏名	

テーマ			
学校名（学年）、または 対象者（学年、年齢層）		対象児童・生徒数	人
概要及び実施内容	1 目標 2 活動内容		
成果			

- （注）1 番号は、別記第3号様式別紙3（その1）、別紙3（その2）、別紙3（その3）の番号と一致させてください。
- 2 子供たちの振り返り、授業で用いた資料、子供たちの活動の様子を写真等で編集したもの等、活動日の取組状況及び参加者の様子が分かるものを学校単位（各計画毎）で併せて提出してください（様式任意）。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 3 この様式及び写真は、ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。
- 4 事業を通じて得られた成果（児童・生徒の気づき、変化等）を簡潔に記載してください。

第3号様式
別紙4

番 号

活動報告書

市町村（学校組合）名	
学校法人名等	
担当課・担当者職氏 名	

テーマ			
学校名（学年）		対象児童・生徒数	人
概要及び実施内容	1 目標 2 活動内容		
成果			

- （注）1 番号は、別記第3号様式別紙3（その1）、別紙3（その3）の番号と一致させてください。
- 2 子供たちの振り返り、授業で用いた資料、子供たちの活動の様子を写真等で編集したもの等、活動日の取組状況及び参加者の様子が分かるものを学校単位（各計画毎）で併せて提出してください（様式任意）。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 3 この様式及び写真は、ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。
- 4 事業を通じて得られた成果（児童・生徒の気づき、変化等）を簡潔に記載してください。

第3号様式 別紙5（省略）

第3号様式 別紙6（省略）

第5号様式（第8条関係）（省略）

第3号様式 別紙5（省略）

第3号様式 別紙6（省略）

第5号様式（第8条関係）（省略）